

**一般社団法人
日本ターゲット・バードゴルフ協会
定款**

平成 26年 5月 16日 作成

一般社団法人日本ターゲット・バードゴルフ協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ターゲット・バードゴルフ協会（以下「本協会」という。）と称し、英文ではJAPAN TARGET・BIRDGOLF ASSOCIATION(略称TBG)と表示する。

(主たる事務所等)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都武蔵野市に置く。

2 本協会は理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協会は、我が国におけるターゲット・バードゴルフ界を統括し、これを代表する団体として、ターゲット・バードゴルフの普及振興を図り、合わせて海外のターゲット・バードゴルフ団体との連携も図り、もって国民の心身の健全な発達と生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ターゲット・バードゴルフの普及及び振興。
- (2) ターゲット・バードゴルフに関する競技規則の制定。
- (3) ターゲット・バードゴルフに関する全日本TBG選手権大会、各ブロック選手権大会及びその他の競技会の開催並びに各種競技会の公認。
- (4) ターゲット・バードゴルフに関する指導者の養成及び認定。
- (5) ターゲット・バードゴルフに関する国際交流の実施。
- (6) ターゲット・バードゴルフに関する研究調査。
- (7) ターゲット・バードゴルフに関する図書・メディアの出版及び機関紙の発行。
- (8) ターゲット・バードゴルフに関する用具及び常設コースの、検定並びに公認。
- (9) ターゲット・バードゴルフに関する用具用品の企画・開発・販売。
- (10) その他目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業については、日本国内及び海外で行うものとする。

(公告)

第5条 本協会の公告は、電子公告で行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法によ

り行う。

(剩余金の分配の制限)

第6条 本協会は、剩余金の分配を行わない。

第2章 会員

(会員の種別)

第7条 本協会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会し、理事会で都道府県を代表する団体と承認されたターゲット・バードゴルフ協会。
- (2) 個人会員 本協会の目的に賛同して入会した個人。
- (3) 賛助会員 本協会の事業を援助する個人又は団体。
- (4) 名誉会員 本協会に特に功労のあった者で総会の決議をもって推薦された者。

2 本条第1項第1号の正会員を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)の社員とする。

(入会)

第8条 本協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第9条 本協会の入会金及び会費は、総会の決議を経て別に定める。

- 2 名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号に掲げる事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人になったとき。
- (3) 死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 会費を2年以上滞納したとき。

(退会)

第11条 会員が、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならぬ

い。

(除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数決議により除名をすることができる。

- (1) 本協会の名誉を傷つけ、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款及び規程に違反する、又は総会の決議を無視する行為があったとき。
- (3) その他正当な理由があるとき。

2 前項の除名の処分をしようとするときには、当該処分に係る者に対して、あらかじめ総会の期日及び場所並びに当該総会において意見を述べることができる旨を通知するものとする。

(権利の喪失)

第13条 会員の資格を失った者は会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることができない。

(公認指導者)

第14条 第4条第1項第4号に基づき本協会に公認指導者を置く。

2 公認指導者に関する必要な事項は理事会の決議で別に定める。

(会員名簿)

第15条 本協会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第3章 総会

(総会)

第16条 本協会の総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。
- 3 本協会の総会は一般法人法の社員総会とする。

(権限)

第17条 総会は、一般法人法に規定する社員総会の事項及びこの定款に定める事項を決議する。

(招集)

第18条 総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

会日より 2 週間前までに各正会員に対して発する。

- 3 会長は、正会員の 10 分の 1 以上から総会の目的である事項及び招集の理由を示した文書をもって総会の招集の請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に招集しなければならない。

(定足数)

第 19 条 総会は、正会員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(議長)

第 20 条 総会の議長は、会長とする。

(決議の方法)

第 21 条 各正会員は、各 1 個の議決権を有する。

- 2 総会の決議は、法令や定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面による議決権を行使すること、又は他の出席正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は出席したものとみなす。

(正会員への通知)

第 22 条 総会の議事の要領及び決議した事項は、全正会員に通知する。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名が署名押印する。

- 2 議事録は総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役 員 等

(役員等の設置)

第 24 条 本協会に、次の役員を置く。

理事 15 名以上 18 名以内。

監事 1 名以上 2 名以内。

- 2 理事の内、1 名を代表理事とし会長とする。

- 3 理事の内 2 名を副会長、1 名を理事長とすることができる。

(顧問の設置等)

第25条 本協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は本協会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 本協会は理事及び監事の内、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第5条第1項10号に定める親族の数が、理事又は監事の各総数の内に占める割合をいずれも各総数の3分の1を超えることができない。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 会長、副会長及び理事長は理事会の決議によって理事の中から定める。
- 5 理事及び監事を総会で選任する前に、候補者の推薦は役員推薦委員会で行うものとし、その構成及び実施方法は理事会の決議で別に定める。ただし立候補は自薦他薦にかかわらずできるものとする。

(理事の職務権限)

第27条 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその業務執行に係わる職務を行なう。
- 3 理事長は会長及び副会長を補佐して本協会の業務を執行し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その業務執行に係わる職務を行なう。
- 4 会長、理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事が補欠または増員により選任された場合は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。監事が補欠により選任された場合は前任者の任期の満了する時まで、増員で選任された場合は第1項の規定による。
- 3 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新た

に選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議にもとづいて行うものとする。これらの場合、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(報酬等)

第31条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本協会から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は有給とすることができます。

2 理事の報酬等は、総会及び理事会の決議を経て、会長が定める。

3 監事の報酬等は総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第32条 理事が次の各号に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引

(3) 本協会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間ににおける本協会とその理事との利益が相反する取引

第5章 理 事 会

(理事会の設置)

第33条 本協会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を持って会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(権限)

第35条 理事会は、一般法人法に規定する理事会の事項及びこの定款に定める事項を決議する。

2 理事会は重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(招集)

第36条 理事会は会長が招集する。ただし、第34条第3項第3号により理事又は監事が招集する場合を除く。

2 会長は第34条第3項第2号に該当する場合はその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各理事及び監事に開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(定足数)

第37条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(議長)

第38条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(決議の方法)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規程にかかわらず、理事が理事会へ提案する議題につき監事が異議を述べない場合に、当該議題の決議に加わることのできる理事全員が書面等で同意の意思表示をしたときは当該議題を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は前項の議事録に署名又は記名押印する。

(委員会)

第41条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るために必要があると認めるとときは、理事会の決議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第7章 基 金

(基金の拠出)

第42条 本協会は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第43条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第44条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第45条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第46条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 財 産 及 び 会 計

(事業年度)

第47条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 本協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日まで

に会長が作成し理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第49条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(長期借入金等)

第50条 本協会が借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済する短期借入金を除き、理事会及び総会の決議を経なければならない。

第9章 定款の変更、合併等及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権数の3分の2以上の決議を経なければ変更することができない。

(合併等)

第52条 本協会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第53条 本協会は、法令に定められた事由によるほか、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権数の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第54条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は総会の決議を経てこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第55条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 職員は会長が任免する。ただし、重要な職員については理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。
- 5 事務局には常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。
 - (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 事業計画及び予算に関する書類
 - (5) 事業報告及び決算に関する書類
 - (6) 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書
 - (7) 監査報告書
 - (8) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (9) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (10) 理事及び監事の履歴書
 - (11) 職員の名簿及び履歴書
 - (12) その他法令で定める帳簿及び書類
- 6 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第56条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第56条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第57条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第59条 本協会の最初の事業年度は、設立の登記をした日から初めて迎える3月31日までとする。

(継承)

第60条 従来の日本ターゲット・バードゴルフ協会に属した権利義務の一切は、本協会が継承する。

(設立時の役員等)

第61条 本協会の設立時の理事及び監事は、次の通りとする。

設立時理事 楠見昭二、鈴木康夫、岡崎一夫、木村清衣衛、赤川一郎、
川崎文夫、山北徹、濱野健一、井出輝久、山岸銀七、増崎廸克、
釜令子、加藤浩久、笠野隆、大和田明徳、相馬鋼一

設立時代表理事(会長) 楠見昭二

住所 広島県尾道市因島三庄町甲 750 番地

設立時監事 鈴木登

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第62条 本協会の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りとする。

設立時社員 名称 広島県ターゲット・バードゴルフ協会
所在 広島県世羅郡世羅町別迫 541 番地 3 横奥方
(会長 楠見昭二)

住所 広島県尾道市因島三庄町甲 750 番地)

設立時社員 名称 東京都ターゲット・バードゴルフ協会
所在 東京都武藏野市境南町 3 丁目 11 番 11 号
武藏野ヒルズ 101 号

(会長 岡崎一夫

住所 東京都杉並区高円寺南 3 丁目 28 番 11 号)

(法令の準拠)

第63条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(定款の施行)

第64条 この定款は、一般社団法人日本ターゲット・バードゴルフ協会の設立の登記の日から施行する。

以上、一般社団法人日本ターゲット・バードゴルフ協会設立のため、設立時社員東京都ターゲット・バードゴルフ協会及び同広島県ターゲット・バードゴルフ協会の定款作成代理人行政書士羽生田孝雄は、電磁的記録である本定款を作成しこれに電子署名する。

平成26年5月12日

設立時社員 名称 広島県ターゲット・バードゴルフ協会

所在 広島県世羅郡世羅町別迫541番地3 横奥方

(会長 楠見昭二

住所 広島県尾道市因島三庄村甲750番地)

設立時社員 名称 東京都ターゲット・バードゴルフ協会

所在 東京都武藏野市境南町3丁目11番11号 武藏野ヒルズ101号

(会長 岡崎一夫

住所 東京都杉並区高円寺南3丁目28番11号)

定款作成代理人

住所 東京都東村山市廻田町3丁目15番地66

羽生田行政書士事務所

行政書士 羽生田 孝雄

登録番号 第06081979号